

別記3

林地開発行為にかかる一体性の判断基準

以下のアからウに掲げる場合を目安に、実施主体、実施時期又は実施箇所の各項目において、下表に掲げる内容の一つ以上該当がある場合は各項目における一体性があると判断し、全項目で一体性があると認められる場合は一体性のある林地開発行為と判断するものとする。

ア 実施主体の一体性

個々の箇所の行為者の名称等外形が異なる場合であっても、開発行為を行う会社間の資本や雇用等の経営状況のつながり、開発後の運営主体や施設等の管理者、同一森林所有者等による計画性等から同一の事業者が関わる開発行為と捉えられる場合

イ 実施時期の一体性

時期の重複又は連続がある等個々の開発行為の時期（発電設備の場合は、個々の設備の整備時期や送電網への接続時期）からみて一連と捉えられる計画性がある場合

ウ 実施箇所の一体性

個々の事業で必要な工事用道路や排水施設等の設備が共用されている場合（共用を前提として整備することを計画している場合を含む）や局所的な集水区域内で排水系統を同じくする場合

項目	内容	チェック欄
実施主体	同一事業者が開発行為を行う場合	
	複数の事業者が、特定の開発目的のためにそれぞれ分担して共同で開発行為を行う場合	
	特定の開発目的をもつ開発行為を複数の事業者それぞれにそれぞれ分割させて行う場合	
	別々の法人であっても、役員が同一人である場合	
	別々の法人であっても、グループ関連会社である場合	
	別々の法人であっても、事業所等の所在地が同一である場合	
	別々の法人であっても、従前から共同事業を行っている実績がある場合	
	血縁関係にある複数の者（親族※）が開発行為を行う場合	
	数人が共同の意思をもって開発行為を行う場合	
	数人が開発する場合であっても、同一請負人が開発する場合	
実施時期	土地所有者が同じである場合	
	開発行為の時期が重複する場合	
実施箇所	前の開発行為の完了後、相当年数（5年程度）を経過しないで、次の開発行為を行う場合	
	地形、水の流れからみて一つの集水区域にある場合	
	水利用の実態からみて受益対象が同じである場合	
	道路、防災施設（調整池、排水路等）が併用となる場合	
	全体計画があり、その一部の開発行為を行う場合	
	相互の開発行為地間の距離が30m未満である場合	

例) 実施主体「○」、実施時期「○」、実施箇所「○」 → 一体性あり

実施主体「○」、実施時期「○」、実施箇所「×」 → 一体性なし

※ 親族とは、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族に該当する者をいう（民法第725条）。